

第3次障害者長期計画

基本理念
 障害者が住みなれた地域で、主体的に、共生、協働のもと、生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

行動計画
 生活相談、情報提供体制の充実
 ○相談窓口の拡充
 ○専門的相談機関を中心とするネットワークの構築

相談支援の基本的な姿勢

- 信頼性** ~ネットワークによる課題解決~
- 柔軟性・迅速性** ~臨機応変な対応~
- 専門性** ~培った豊富な知識の集約とその発信~
- 公平・中立性** ~独立した立場~
- 多様性** ~総合的な相談支援~

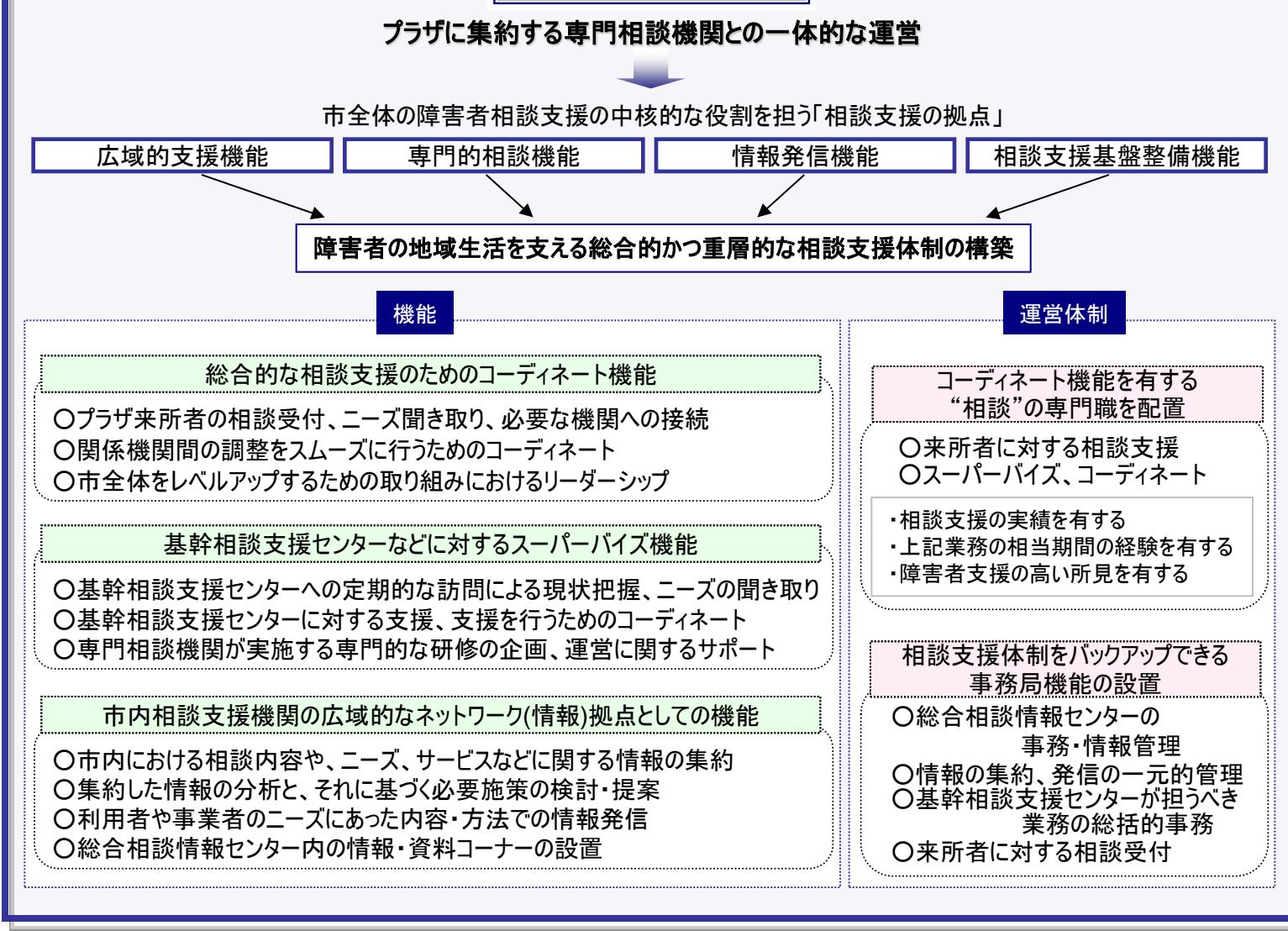
現状課題

- (取り組むべき課題)
- 障害種別や年齢を問わない総合的・専門的相談支援体制の整備
 - 基幹相談支援センターの整備
 - 地域における相談支援体制の充実
 - 相談支援従事者の養成と資質向上
 - 当事者主体の相談支援を大前提とする体制整備

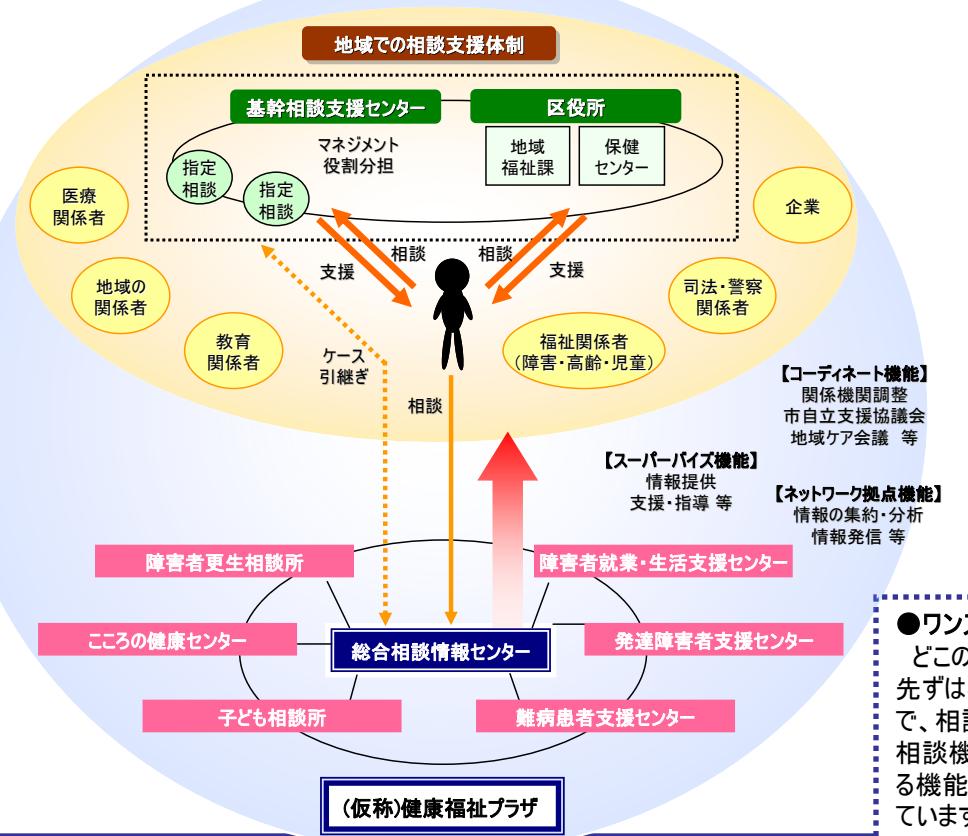
本市の相談支援体制構築の方向性

- すべての相談支援機関で、来所者のニーズを的確に聞き取り、必要な支援につなげるワンストップ型の相談支援体制の構築
- 相談員の専門性やアセスメント技術の向上
 - 相談支援機関間の相談員の連携体制の強化
 - 相談内容の情報伝達ツールの整備
- 地域における相談支援体制の充実
- 基幹相談支援センターの整備
 - 「圏域」の考え方から、区役所と基幹相談支援センターを中心とする「区」単位での相談支援体制へ移行
 - 総合相談情報センターによる、
 - ・市内の関係機関とのネットワークづくりの推進
 - ・地域の相談支援機関とプラザの専門相談機関をつなぐコーディネート機能の整備
 - 公・民それぞれが担うべき機能を考慮した各相談支援機関の役割の明確化
 - 相談支援機関相互の情報交換や協議の場の充実

総合相談情報センター ※市からの委託を想定



市全体での相談支援体制



●ワンストップ型とは？●
 どこの相談窓口においても、その窓口でまずは相談ニーズを的確に聴き取った上で、相談者の身近な支援機関や専門相談機関など、次の段階につないでいける機能を有する相談支援体制を想定しています。

今後の検討事項

- 新法との調整
 - ・法の動向を踏まえた内容の変更
- 新たな相談支援体制についての継続的な検討
 - ・具体的な相談支援体制の枠組みの検討
 - ・相談受付シートなどの情報共有方法の検討
 - ・具体的なケースを通じた連携方法や役割分担の検討
 - ・当事者、相談支援機関が参画する検討機会の設置
- 関係機関等との協議、連携
 - ・円滑な情報共有や引継ぎができる体制の検討
- 権利擁護センター機能の検討
 - ・権利擁護機能の強化
 - ・権利擁護センター設置などの検討